

鉦山保安法施行規則の改正について

令和6年6月
経済産業省
鉦山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

(1) アナログ規制見直しに係る改正

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和6年3月に開催された中央鉦山保安協議会において、鉦山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計21項目（目視規制6、定期検査11、常駐専任3、書面掲示1）の対応方針について審議した。この結果を踏まえ、鉦山保安法施行規則の一部について改正を行うもの。

※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉦業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

(2) 条ずれ等に係る改正

鉦山保安法施行規則において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったことを踏まえ、鉦山保安法施行規則の一部について改正を行うものである。

また、鉦山保安法施行規則内の表現を統一するため、様式第12中の「女子（妊娠不能と診断されたもの）」を「女性（妊娠する可能性がないと診断された者）」に改正する。

2. 改正の概要

(1) アナログ規制見直しに係る改正

①実施期間及び頻度が定められていない定期検査に係る改正

鉦山保安法施行規則第18条第17号に掲げる測定、第26条第1号に掲げる検査及び測定、同条第3号に掲げる点検、第29条第1項第18号に掲げる測定、同項第19号に掲げる測定は、実施期間や頻度について定められたものではないことを明確化するために、「定期的に」や「一定期間ごとに」を実態にあわせて「保安のため必要があるときに」と改める。

②実施期間及び頻度が定められている定期検査に係る改正

鉦山保安法施行規則第29条第1項第16号に掲げる測定、同項第17号に掲げる測定、第34条第2項に掲げる定期検査は、定められた頻度で定期的に行うことを求めているが、デジタル技術の進歩等を踏まえ、常時監視を行う場合は、測定や検査の周期を延長できるよう改める。なお、鉦山保安法施行規則第29条第1項第16号、同項第17号の改正に伴い、同項第16号の2の新設、同項第19号、同項第20号、同項第21号の改正を行う。

③石綿粉じんの大気中の濃度の測定に係る改正

鉱山保安法施行規則第21条第1項第3号に掲げる石綿粉じんの大気中の濃度の定期的な測定については「六月を越えない作業期間ごとに一回以上」としているが、昨今、デジタル技術の進歩等を踏まえて、頻度の定めを無くし、保安上必要な頻度で測定することとする改正を行う。

※本改正に伴い、頻度の定めがなくなることから、鉱山保安法施行規則第21条第2項は削除する。

(2) 条ずれ等に係る改正

ダイオキシン類対策特別措置法施行令、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、ガス事業法において条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったことにより、鉱山保安法施行規則第1条第2項第34号、同項第39号、同項第45号、第19条第5号、第20条の2第2号、第43条第1項、第46条第1項、同条第2項における条ずれ等の修正を行う。

○経済産業省令第四十号

鉾山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、鉾山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代行

国務大臣 新藤 義考

鉾山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉾山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一～三十三 「略」

三十四 「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であつて、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）をいう。

イ 「略」

ロ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一～三十三 「略」

三十四 「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であつて、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）をいう。

イ 「略」

ロ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別

表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によつて集められたばいじん又は同令別表第二第十号イに掲げる廃ガス洗淨施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗淨施設から排出された沈殿物であつて、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するため処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五～三十八 「略」

三十九 「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染

表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によつて集められたばいじん又は同令別表第二第十号イに掲げる廃ガス洗淨施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗淨施設から排出された沈殿物であつて、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するため処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五～三十八 「略」

三十九 「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染

等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第六号の三に規定する物質をいう。

四十～四十四 「略」

四十五 「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第十四項に規定する施設をいう。

3 「略」

（鉱業廃棄物の処理）

第十八条 法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第六号の二に規定する物質をいう。

四十～四十四 「略」

四十五 「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第十三項に規定する施設をいう。

3 「略」

（鉱業廃棄物の処理）

第十八条 法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〇十六 「略」

十七 鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあつては、その付近の水域）の水質について、保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

一〇十六 「略」

十七 鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあつては、その付近の水域）の水質について、定期的に測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八 「略」

(坑水又は廃水の処理等)

第十九条 法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同法第四条の五第一項の環境省令

十八 「略」

(坑水又は廃水の処理等)

第十九条 法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項に規定する区域において、水質汚濁防止法第二条第二項に

で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水
鉱山等」という。）から公共用水域に排出す
る坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項
及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一
項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚
濁防止法第四条の五第一項又は第二項の基準
に適合すること。

六〇十二 「略」

（水銀等の処理）

規定する特定施設に該当する施設を設置する
鉱山等であつて同法第四条の五第一項の環境
省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑
廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排
出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第
一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条
第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水
質汚濁防止法第四条の五第一項若しくは第二
項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第十二條
の三第二項の基準に適合すること。

六〇十二 「略」

（水銀等の処理）

第二十条の二 法第八条の規定に基づき、鉍煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合すること。

（石綿粉じんの処理）

第二十一条 法第八条の規定に基づき、粉じん（

第二十条の二 法第八条の規定に基づき、鉍煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合すること。

（石綿粉じんの処理）

第二十一条 法第八条の規定に基づき、粉じん（

石綿粉じんに限る。)の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める測定法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 「略」

〔削る〕

石綿粉じんに限る。)の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める方法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を六月を超えない作業期間ごとに一回以上測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 「略」

2 前項第三号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同項第二

(巡視及び点検)

第二十六条 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二條まで、第二十四條及び前條に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採

号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間ごとに一回以上測定するものとする。

(巡視及び点検)

第二十六条 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二條まで、第二十四條及び前條に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採
-

跡を保安のため必要があるときに巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。

二 「略」

三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、保安のため必要があるときに点検を行うこと。

四・五 「略」

(放射線障害の防止)

第二十九条 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の

跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。

二 「略」

三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。

四・五 「略」

(放射線障害の防止)

第二十九条 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の

防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〇十五 「略」

十六 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率を毎週一回（当該線量当量率を常時監視する場合にあつては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十六の二 管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回（管理区域に設置された電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二條第二項に規定する放射性物質取扱作

防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〇十五 「略」

十六 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

〔新設〕

業室以外の当該管理区域内の区域において空气中の放射性物質の濃度を常時監視する場合における当該区域内の空气中の放射性物質の濃度については、毎月一回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十七 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週一回（当該密度を常時監視する場合にあつては、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十七 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週一回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十八 鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。

十九 第十六号、第十六号の二及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録すること。

二十 第十六号の二及び前号の規定による空気

十八 鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。

十九 第十六号及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに測定し、その結果を記録すること。

二十 第十六号及び前号の規定による空気中の

中の放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則第二十二條第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二條第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

二十一 次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。

放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二條第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二條第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

二十一 次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。

業務従事者 及び放射線 線量当量率 射線に係る 内の外部放 ハ管理区域	イ・ロ 「略」	記録事項
測定 _の 都度	「略」	記録すべき場 合
十年間	「略」	保存期間

業務従事者 及び放射線 線量当量率 射線に係る 内の外部放 ハ管理区域	イ・ロ 「略」	記録事項
毎週一回	「略」	記録すべき場 合
十年間	「略」	保存期間

二 製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された	が呼吸する 空気中の放 射性物質の 濃度
測定 ¹ の都度	
十年間	

二 製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された	が呼吸する 空気中の放 射性物質の 濃度
毎週 ¹ 一回	
十年間	

物の表面の 放射性物質 の密度	ホ ク チ 「略」	「
	「略」	
	「略」	

二十二～三十一 「略」

2 「略」

(定期検査)

第三十四条 「略」

2 前項の施設に係る定期検査は、二年以内(検

物の表面の 放射性物質 の密度	ホ ク チ 「略」	「
	「略」	
	「略」	

二十二～三十一 「略」

2 「略」

(定期検査)

第三十四条 「略」

2 前項の施設に係る定期検査は、二年以内(と

査すべき事項を常時監視する場合にあつては、
三年以内)ごとに一回行うものとする。ただし
、当該施設の長期の使用休止等の理由により当
該期間に検査を実施する必要が技術的に認めら
れない場合には、認められないとする合理的理
由を記録し、保存した上で、定期検査の時期を
一年以内に限り延長できるものとする。

3
3
5 「略」

(作業監督者)

第四十三条 法第二十六条第一項の作業監督者を
選任しなければならない作業は、次の表の上欄
に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表

に一回行うものとする。ただし、当該施設の長
期の使用休止等の理由により当該期間に検査を
実施する必要が技術的に認められない場合には
、認められないとする合理的理由を記録し、保
存した上で、定期検査の時期を一年以内に限り
延長できるものとする。

3
3
5 「略」

(作業監督者)

第四十三条 法第二十六条第一項の作業監督者を
選任しなければならない作業は、次の表の上欄
に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表

下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	一～四 「略」	五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然
作業監督者の資格	「略」	一 昇圧供給装置のうち、ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガ

下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	一～四 「略」	五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然
作業監督者の資格	「略」	一 昇圧供給装置のうち、ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガ

ガスの充て
ん作業を除
く。）

ス事業法（昭和二十九年
法律第五十一号）第二十
六条第一項の甲種ガス主
任技術者免状若しくは乙
種ガス主任技術者免状の
交付を受けている者又は
高压ガス保安法第二十九
条第一項の甲種化学責任
者免状、乙種化学責任者
免状若しくは丙種化学責
任者免状若しくは甲種機
械責任者免状若しくは乙
種機械責任者免状の交付

ガスの充て
ん作業を除
く。）

ス事業法（昭和二十九年
法律第五十一号）第三十
二条第一項の甲種ガス主
任技術者免状若しくは乙
種ガス主任技術者免状の
交付を受けている者又は
高压ガス保安法第二十九
条第一項の甲種化学責任
者免状、乙種化学責任者
免状若しくは丙種化学責
任者免状若しくは甲種機
械責任者免状若しくは乙
種機械責任者免状の交付

<p>を受けている者</p>	<p>二 昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種</p>
----------------	---

<p>を受けている者</p>	<p>二 昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種</p>
----------------	---

八 石油鉱山 において行 うパイプラ	六・七 「略」	
一 パイプライン（天然ガ スのみを流送するものに 限る。）及びその附属設	「略」	化学責任者免状若しくは 丙種化学責任者免状若し くは甲種機械責任者免状 若しくは乙種機械責任者 免状の交付を受けている 者

八 石油鉱山 において行 うパイプラ	六・七 「略」	
一 パイプライン（天然ガ スのみを流送するものに 限る。）及びその附属設	「略」	化学責任者免状若しくは 丙種化学責任者免状若し くは甲種機械責任者免状 若しくは乙種機械責任者 免状の交付を受けている 者

イン及びその の附属設備 に関する作 業	備であつて、最高使用圧 カーメガパスカル以上の ものに係る作業について は、ガス事業法第二十六 条第一項の甲種ガス主任 技術者免状の交付を受け ている者又は高压ガス保 安法第二十九条第一項の 甲種化学責任者免状、乙 種化学責任者免状若しく は丙種化学責任者免状若 しくは甲種機械責任者免 状若しくは乙種機械責任
-------------------------------	---

イン及びその の附属設備 に関する作 業	備であつて、最高使用圧 カーメガパスカル以上の ものに係る作業について は、ガス事業法第三十二 条第一項の甲種ガス主任 技術者免状の交付を受け ている者又は高压ガス保 安法第二十九条第一項の 甲種化学責任者免状、乙 種化学責任者免状若しく は丙種化学責任者免状若 しくは甲種機械責任者免 状若しくは乙種機械責任
-------------------------------	---

<p>者免状の交付を受けている者</p>	<p>二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交</p>
----------------------	--

<p>者免状の交付を受けている者</p>	<p>二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交</p>
----------------------	--

九 〇 十七	
〔略〕	<p data-bbox="587 600 1386 1048"> 付を受けている者又は高 圧ガス保安法第二十九条 第一項の甲種化学責任者 免状、乙種化学責任者免 状若しくは丙種化学責任 者免状若しくは甲種機械 責任者免状若しくは乙種 機械責任者免状の交付を 受けている者 </p> <p data-bbox="395 566 443 734">三 〔略〕</p>

九 〇 十七	
〔略〕	<p data-bbox="587 1491 1386 1939"> 付を受けている者又は高 圧ガス保安法第二十九条 第一項の甲種化学責任者 免状、乙種化学責任者免 状若しくは丙種化学責任 者免状若しくは甲種機械 責任者免状若しくは乙種 機械責任者免状の交付を 受けている者 </p> <p data-bbox="395 1458 443 1626">三 〔略〕</p>

略

254 「略」

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
-------------	----	----

略

254 「略」

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
-------------	----	----

九の二 水銀 排出施設か ら大気汚染 防止法第十 八条の二十 七の排出基 準（以下こ の号におい て単に「排 出基準」と	排出施設か に	排出後速やか 排出の状況	一〇九 「略」
	排出の状況	「略」	「略」
	排出の状況	「略」	「略」

九の二 水銀 排出施設か ら大気汚染 防止法第十 八条の二十 二の排出基 準（以下こ の号におい て単に「排 出基準」と	排出施設か に	排出後速やか 排出の状況	一〇九 「略」
	排出の状況	「略」	「略」
	排出の状況	「略」	「略」

出したとき	再測定を実施 した日から三 十日以内（大 気汚染防止法 施行規則第十 六条の十九第 四号の測定 の結果が、排 出基準に適合し	いう。）に という。）の 適合しない 実施後速やか 水銀等を排 出したとき
	排出の状況 及び講じた 措置の詳細	

出したとき	再測定を実施 した日から三 十日以内（大 気汚染防止法 施行規則第十 六条の二第四 号の測定 の結果が、排 出基準に適合しな	いう。）に いう。）の 適合しない 実施後速やか 水銀等を排 出したとき
	排出の状況 及び講じた 措置の詳細	

十 二 四 [略]	
[略]	ない場合に限 る。)
[略]	

2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項		
	時期	
		項目

十 二 四 [略]	
[略]	い場合に限 る。)
[略]	

2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項		
	時期	
		項目

用 特 定 施 設 有 害 物 質 使 理 施 設 等 が 該 坑 廢 水 処 理 施 設 等 が 有 害 物 質 使 用 特 定 施 設	五 坑 廢 水 処 理 施 設 等 に 係 る 水 質 汚 濁 防 止 法 第 五 条 第 一 項 第 五 号 （ 当	一 〃 四 「 略
	当 該 變 更 を 行 う 三 十 日 前 ま	「 略
	變 更 事 項	「 略

用 特 定 施 設 有 害 物 質 使 理 施 設 等 が 該 坑 廢 水 処 理 施 設 等 が 有 害 物 質 使 用 特 定 施 設	五 坑 廢 水 処 理 施 設 等 に 係 る 水 質 汚 濁 防 止 法 第 五 条 第 一 項 第 五 号 （ 当	一 〃 四 「 略
	当 該 變 更 を 行 う 三 十 日 前 ま	「 略
	變 更 事 項	「 略

に該当しな
い場合又は
同条第二項
の規定に該
当する場合
を除く。)
から第九号
まで及び同
条第二項第
五号から第
八号までの
事項並びに
水道水源法

に該当しな
い場合又は
同条第二項
の規定に該
当する場合
を除く。)
から第九号
まで及び同
条第二項第
五号から第
八号までの
事項並びに
水道水源法

第十一条第
一項第五号
から第八号
まで及び同
条第二項各
号の事項、
有害物質貯
蔵指定施設
に係る水質
汚濁防止法
第五条第三
項第四号か
ら第六号ま

第十一条第
一項第五号
から第八号
まで及び同
条第二項各
号の事項、
有害物質貯
蔵指定施設
に係る水質
汚濁防止法
第五条第三
項第四号か
ら第六号ま

での事項、
鉍煙発生施
設に係る大
気汚染防止
法第六条第
一項第五号
及び第六号
の事項、水
銀排出施設
に係る同法
第十八条の
二十八第一
項第五号及

での事項、
鉍煙発生施
設に係る大
気汚染防止
法第六条第
一項第五号
及び第六号
の事項、水
銀排出施設
に係る同法
第十八条の
二十三第一
項第五号及

び第六号の
事項、揮発
性有機化合
物排出施設
に係る同法
第十七条の
五第一項第
五号及び第
六号の事項
、粉じん発
生施設に係
る同法第十
八条第一項

び第六号の
事項、揮発
性有機化合
物排出施設
に係る同法
第十七条の
五第一項第
五号及び第
六号の事項
、粉じん発
生施設に係
る同法第十
八条第一項

第五号の事
項、石綿粉
じん発生施
設に係る同
法第十八条
の六第一項
第五号及び
第六号の事
項、騒音発
生施設に係
る騒音規制
法第六条第
一項第四号

第五号の事
項、石綿粉
じん発生施
設に係る同
法第十八条
の六第一項
第五号及び
第六号の事
項、騒音発
生施設に係
る騒音規制
法第六条第
一項第四号

の事項、振	動発生施設	に係る振動	規制法第六	条第一項第	四号及び第	五号の事項	、ダイオキ	シン類発生	施設に係る	ダイオキシ	ン類対策特	別措置法第
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

の事項、振	動発生施設	に係る振動	規制法第六	条第一項第	四号及び第	五号の事項	、ダイオキ	シン類発生	施設に係る	ダイオキシ	ン類対策特	別措置法第
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

十二条第一
項第五号及
び第六号の
事項並びに
千九百七十
三年の船舶
による汚染
の防止のた
めの国際条
約に関する
千九百七十
八年の議定
書によって

十二条第一
項第五号及
び第六号の
事項並びに
千九百七十
三年の船舶
による汚染
の防止のた
めの国際条
約に関する
千九百七十
八年の議定
書によって

修正された
同条約を改
正する千九
百九十七年
の議定書（
以下「議定
書」とい
う。）に基
づく担保措
置としての
燃料油の品
質に関する
事項につい

修正された
同条約を改
正する千九
百九十七年
の議定書（
以下「議定
書」とい
う。）に基
づく担保措
置としての
燃料油の品
質に関する
事項につい

<p>五の二 坑廃 水処理施設 等に係る水 質汚濁防止 法第五条第 一項第一号 及び第二号 、同条第二 項第一号及</p>	<p>て、変更し ようとする とき</p>
<p>変更を行った 日から三十日 以内</p>	
<p>変更事項</p>	

<p>五の二 坑廃 水処理施設 等に係る水 質汚濁防止 法第五条第 一項第一号 及び第二号 、同条第二 項第一号及</p>	<p>て、変更し ようとする とき</p>
<p>変更を行った 日から三十日 以内</p>	
<p>変更事項</p>	

び第二号の
事項、水道
水源法第十
一条第一項
第一号及び
第二号の事
項、有害物
質貯蔵指定
施設に係る
水質汚濁防
止法第五条
第三項第一
号及び第二

び第二号の
事項、水道
水源法第十
一条第一項
第一号及び
第二号の事
項、有害物
質貯蔵指定
施設に係る
水質汚濁防
止法第五条
第三項第一
号及び第二

号の事項、
鉍煙発生施
設に係る大
気汚染防止
法第六条第
一項第一号
及び第二号
の事項、水
銀排出施設
に係る同法
第十八条の
二十八第一
項第一号及

号の事項、
鉍煙発生施
設に係る大
気汚染防止
法第六条第
一項第一号
及び第二号
の事項、水
銀排出施設
に係る同法
第十八条の
二十三第一
項第一号及

び第二号の
事項、揮発
性有機化合
物排出施設
に係る同法
第十七条の
五第一項第
一号及び第
二号の事項
、粉じん発
生施設に係
る同法第十
八条第一項

び第二号の
事項、揮発
性有機化合
物排出施設
に係る同法
第十七条の
五第一項第
一号及び第
二号の事項
、粉じん発
生施設に係
る同法第十
八条第一項

法 第 六 条 第	る 騒 音 規 制	生 施 設 に 係	項、 騒 音 発	第 二 号 の 事	第 一 号 及 び	の 六 第 一 項	法 第 十 八 条	設 に 係 る 同	じん 発 生 施	項、 石 綿 粉	第 二 号 の 事	第 一 号 及 び
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------

法 第 六 条 第	る 騒 音 規 制	生 施 設 に 係	項、 騒 音 発	第 二 号 の 事	第 一 号 及 び	の 六 第 一 項	法 第 十 八 条	設 に 係 る 同	じん 発 生 施	項、 石 綿 粉	第 二 号 の 事	第 一 号 及 び
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------

一 項 第 一 号	及 び 第 二 号	の 事 項 、 振	動 発 生 施 設	に 係 る 振 動	規 制 法 第 六	条 第 一 項 第	一 号 及 び 第	二 号 の 事 項	並 び に ダ イ	オ キ シ ン 類	発 生 施 設 に	係 る ダ イ オ
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

一 項 第 一 号	及 び 第 二 号	の 事 項 、 振	動 発 生 施 設	に 係 る 振 動	規 制 法 第 六	条 第 一 項 第	一 号 及 び 第	二 号 の 事 項	並 び に ダ イ	オ キ シ ン 類	発 生 施 設 に	係 る ダ イ オ
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<p>五の三 「略」</p>	<p>キシソ類対 策特別措置 法第十二条 第一項第一 号及び第二 号の事項に ついて、変 更があつた とき</p>
<p>「略」</p>	
<p>「略」</p>	

<p>五の三 「略」</p>	<p>キシソ類対 策特別措置 法第十二条 第一項第一 号及び第二 号の事項に ついて、変 更があつた とき</p>
<p>「略」</p>	
<p>「略」</p>	

六	坑廃水処	当該規定の適	当該規定に
理施設等及	用を受ける日	定められる	
び有害物質	から三十日以	届出事項	
貯蔵指定施	内		
設に係る水			
質汚濁防止			
法第六条、			
鉱煙発生施			
設に係る大			
気汚染防止			
法第七条第			
一項、水銀			
排出施設に			

六	坑廃水処	当該規定の適	当該規定に
理施設等及	用を受ける日	定められる	
び有害物質	から三十日以	届出事項	
貯蔵指定施	内		
設に係る水			
質汚濁防止			
法第六条、			
鉱煙発生施			
設に係る大			
気汚染防止			
法第七条第			
一項、水銀			
排出施設に			

係る同法第
十八條の二
十九第一項
、揮発性有
機化合物排
出施設に係
る同法第十
七條の六第
一項、粉じ
ん発生施設
に係る同法
第十八條の
二第一項、

係る同法第
十八條の二
十四第一項
、揮発性有
機化合物排
出施設に係
る同法第十
七條の六第
一項、粉じ
ん発生施設
に係る同法
第十八條の
二第一項、

石綿粉じん	発生施設に	係る同法第	十八条の七	第一項、騒	音発生施設	に係る騒音	規制法第七	条第一項、	振動発生施	設に係る振	動規制法第	七条第一項
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

石綿粉じん	発生施設に	係る同法第	十八条の七	第一項、騒	音発生施設	に係る騒音	規制法第七	条第一項、	振動発生施	設に係る振	動規制法第	七条第一項
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

七 十一 「略」	並びにダイ オキシソ キシソ類 発生施設に 係るダイオ キシソ類対 策特別措置 法第十三条 第一項の規 定の適用を 受けるとき
「略」	
「略」	

七 十一 「略」	並びにダイ オキシソ キシソ類 発生施設に 係るダイオ キシソ類対 策特別措置 法第十三条 第一項の規 定の適用を 受けるとき
「略」	
「略」	

<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

様式第十二中「女子（妊娠不能と診断されたもの）」を「女性（妊娠する可能性がないと診断された者）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。